

特定非営利活動法人 サニーサイド 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人サニーサイドと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県尼崎市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

○ 第3条 この法人は、「人としての尊厳」を大切にし、障害者、高齢者をはじめ一人一人が輝きいきいきと暮らせる地域社会を創造するために、市民参加型の日常生活の支援、社会参加機会の提供等に関する事業を行い、地域社会における福祉活動、社会教育活動及び人権擁護活動の推進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

○ 第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- ① 保健・医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ まちづくりの推進を図る活動
- ④ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑤ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑥ 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

○ 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動に係る事業を行う。

- ① 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
- ② 障害者及び高齢者の自立支援・社会参加に関する事業
- ③ 障害者総合支援法に基づく移動支援事業
- ④ 介護保険法に基づく居宅サービス事業
- ⑤ 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業
- ⑥ 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- ⑦ 放課後児童健全育成事業(学童保育)
- ⑧ 地域交流、社会参加事業
- ⑨ 子育て支援に関する事業
- ⑩ 人権・平和を守る普及啓発事業
- ⑪ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「NPO法」という)上の社員とする。

- ①正会員 この法人の目的に賛同して入会し、総会での議決権を有する個人、又は団体をいう。
- ②利用会員 この法人の活動に賛同して入会し、この法人のサービスを利用する個人をいう。
- ③賛助会員 この法人の活動を賛助するために入会した個人または団体をいう。

(入会)

第7条 会員として入会を希望する者は、この法人の目的に賛同する個人又は団体であること。入会に際しては、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を得なければならぬ。

- 2 理事長は、前項の申し込みがあったときは、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めない場合は、速やかに、その理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定められた入会金及び年会費を納めなければならぬ。

(退会)

第9条 会員は、所定の退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(会員の資格の喪失)

第10条 会員が次の各号の何れかに該当するに至った場合には、その資格を喪失する。

- ① その会員が、所定の退会届を提出したとき。
- ② その会員本人が死亡、又は団体が消滅したとき。
- ③ その会員が、正当な理由なく年会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、1年以上にわたり納入しないとき。
- ④ その会員が、正規の手続きにより、除名されたとき。

(除名)

第11条 会員が次の各号の何れかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。但し、この場合、その会員に対して、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- ① この定款に違反したとき。
- ② この法人の目的に反する行為をしたとき。

③ この法人の名誉を傷つけ、甚大な損害を与えたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 会員によって既に納入された入会金、年会費及びその他の拠出金品は、その理由を問わず、これを返還しない。

第4章 役員及び顧問

(種別と定数)

第13条 この法人に、総会で選任された次の役員を置く。

- ① 理事 3人以上8人以内とする。
- ② 監事 1人以上2人以内とする。
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

○ 第14条 理事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。
- 3 監事は、総会で選任する。
- 4 監事は、この法人の理事またはこの法人の職員を兼務することができない。

(職務)

○ 第15条 理事長はこの法人を代表し、理事長以外の理事は、法人の業務についてこの法人を代表しない。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があった場合または理事長が欠けた場合は、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - ① 理事の業務執行の状況を監査する。
 - ② この法人の財産管理の状況を監査する。
 - ③ 前2号の監査の結果、この法人の業務または財産に関し、不正行為や法令、定款に違反する重大な事実を発見した場合は、これを総会または兵庫県知事に報告すること。
 - ④ 前号の報告のため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - ⑤ 理事の業務執行状況や財産管理状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

○ 第16条 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により選任された役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、任期満了前に就任後2事業年度が終了した後の総会において、後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、ま

た、任期満了後に後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(欠員の補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けた場合は、遅滞なくこれを補充せねばならない。

(解任)

第18条 理事が、次の各号のいづれかに該当するに至った場合は、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その理事に対し、議決する前に弁明の機会を与えるなければならない。

- ① 職務の遂行に堪えないと認められる場合。
- ② 職務上の義務違反、その他理事としてふさわしくない行為があつた場合。
- 2 監事が、次の各号のいづれかに該当するに至った場合は、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その監事に対し、議決する前に弁明の機会を与えるなければならない。
- ① 職務の遂行に堪えないと認められる場合。
- ② 職務上の義務違反、その他監事としてふさわしくない行為があつた場合。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

(顧問)

第20条 この法人は、理事会の議決または執行にあたり相談・その他を受ける者として顧問を置くことができる。但し、顧問は、NPO法上の役員であつてはならない。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- ① 定款の変更。
- ② 解散。
- ③ 合併。
- ④ 事業計画及び活動予算並びにその変更。
- ⑤ 事業報告及び活動決算。

- ⑥ 役員の選任、職務及び報酬。
- ⑦ 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄。

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいづれかに該当する場合に開催する。
 - ① 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - ② 正会員総数の2分の1以上から、会議開催目的を記載した書面をもって請求のあったとき。
 - ③ 監事が、第15条第4項第4号の規定に基づき招集したとき。

(招集)

第25条 総会は、理事長が招集する。但し、前条第2項第3号の規定による場合は、監事が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第2号による請求のあった場合には、書面受領の日から30日以内に臨時総会を開催しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもつて、少なくとも5日前までに通知をする。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上が出席がした場合に開会することができる。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。但し、議事が緊急を要するものであり、出席した正会員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、正会員の過半数の同意もって決し、可否同数の時は、議長の決するところとする。

(書面表決等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の定めにより表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第49条の適用については、総会に出席した者とみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事は、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存する。

- ① 総会の開催された日時・場所。
 - ② 正会員の現在総数と出席した正会員数(書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - ③ 審議事項。
 - ④ 議事経過の概要と議決の結果。
 - ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項。
- 2 議事録には、その総会に出席した正会員の中から選任された議事録署名人2人が、議長とともに署名捺印する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない
- ① 総会があつたものとみなされた事項の内容。
 - ② 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称。
 - ③ 総会の決議があつたものとみなされた日。
 - ④ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名。



第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- ① 総会に付議するべき事項。
- ② 総会で議決した事項の執行に関する事項。
- ③ その他総会の議決を要しない業務執行に関する事項。



(開催)

第33条 理事会は、次の各号の何れかに該当する場合に開催する。

- ① 理事長が必要と認めたとき。
- ② 理事総数の3分の1以上の理事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- ③ 第15条第4項第5号の定めにより、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の定めによる請求のあつた場合は、その日から10日以内に招集しなければならない。
- 3 理事会を招集する場合は、その日時・場所・目的及び審議事項を記載した書面また

はファックス、E-mailをもって、開会日の1週間前までに招集通知を発信して通知しなければならない。但し、議事が緊急を要するものであって、理事長が必要と認めて招集する場合は、この限りではない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の定めによってあらかじめ通知した事項とする。但し、議事が緊急を要するものであり、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 理事会の議事は、この定款に定めるもののほか、理事総数の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところとする。

(表決権等)

○ 第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の定めにより表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席した者とみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

○ 第38条 理事会の議事については、以下の事項を記載した議事録を作成し、これを保存する。

- ① 理事会の開催された日時・場所。
- ② 理事総数と出席した理事数及びその氏名（書面表決者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）
- ③ 審議事項
- ④ 議事経過の概要と議決の結果。
- ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項。

2 議事録には、その理事会に出席した理事の中から選任された議事録署名人2人が、議長とともに署名捺印する。

第7章 資産及び会計

(資産)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- ① 設立当初の財産目録に記載された資産。
- ② 入会金及び会費。
- ③ 寄附金品。

- ④ 各種助成金。
- ⑤ 財産から生じる収益。
- ⑥ 事業に伴う収益。
- ⑦ その他の収益。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を得て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、NPO法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の定めにかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しない場合は、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで、前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第44条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用する場合は、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じた場合は、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に、理事長が作成し、監事の監査を受け、通常総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとする場合は、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、NPO法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- ① 総会の決議
 - ② 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - ③ 正会員の欠亡
 - ④ 合併
 - ⑤ 破産
 - ⑥ 兵庫県知事による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散する場合は、兵庫県知事の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併または破産による解散を除く)した場合に残存する財産は、NPO法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て選定された特定非営利活動法人または社会福祉法人に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとする場合は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 事務局

(設置)

第53条 この法人の事務処理のために、事務局を置くことができる。

- 2 事務局には、事務局長その他の事務局職員を置くことができる。
- 3 事務局職員は、理事長が任免する。

(書類及び帳簿の常備)

第54条 主たる事務所には、NPO法第28条に定められた書類の他に、次に掲げる書類を常備するものとする。

- ① 会員名簿及び会員の異動に関する書類。
- ② 収益費用に関する帳簿及び証拠書類。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。

第11章 雜則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

第1項 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

第2項 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長 : 松葉さとみ

副理 事 長 : 濱根一雄

理 事 : 北山智美

同 : 田中壽雄

同 : 後藤 真

監 事 : 栗原智子

第3項 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の定めにかかわらず、成立の日から最初の通常総会開催日までとする。

第4項 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第42条の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

第5項 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の定めにかかわらず、法人設立の日から2003年3月31日までとする。

第6項 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の定めにかかわらず、次に掲げる額とする。

①正 会 員	入会金 5,000円	年会費 3,000円
②利用会員	入会金 3,000円	年会費 3,000円
③賛助会員	年会費 1口=1,000円	※何口でも可